

ひとりで悩まないで まずはご連絡ください。

秘密厳守!
相談はすべて無料

女性のための相談

●電話相談

相談には行きにくい…訪ねる時間がない…というときには、電話で相談が出来ます。専門相談員があなたの悩みを受け止め、あなたをサポートします。

日時 10時～17時(休館日は除く)
TEL.072-960-9206

●面接相談 ※電話予約が必要です

夫婦関係、子育て、介護など女性のさまざまな悩みを受け止め、自分自身の力で次の一歩を踏み出せるように相談員がサポートします。

日時 火・木・土曜日(月の5週目は除く)
10時～12時、13時～16時
うち第4火曜日のみ(休館日の場合は第3火曜日に実施)
上記時間とは別に18時～20時も実施
※ひとり1回50分(申込先着順)

●労働相談 ※電話予約が必要です

女性社会保険労務士が解雇やパワハラ・厚生年金などの相談に応じます。ご予約いただければ電話での相談も可能です。(職業紹介・あっせんではありません)

日時 第2土曜日(原則) / 13時30分～16時20分
※ひとり1回50分(申込先着順)

●法律相談 ※電話予約が必要です

女性をとりまく法律上の問題に女性の弁護士が相談に応じます。予約は相談日の2週間前から受け付けます。

日時 第1水曜日(原則) / 13時～16時
※各日6人。ひとり1回30分(申込先着順)

●多言語相談 ※電話予約が必要です

▶英語 / 中国語 / 韓国 / 朝鮮語など
女性のさまざまな悩みに、それぞれの言語で女性相談員が応じます。男女共同参画センターで実施する各種相談も対応します。

▶相談受付電話
■日本語が話せない方 TEL.06-4309-3311

日時 月～金曜日(祝日除く) / 10時～17時
場所 市役所内の国際情報プラザ

■日本語が話せる方 TEL.072-960-9205

日時 10時～17時(休館日は除く)

▶相談日時
日時 10時～17時(休館日は除く。受付時に調整します)
※1日ひとり。最長3時間まで(申込先着順)

男性のための相談

●電話相談

男性相談員による男性のための電話相談です。仕事や家庭などに関するさまざまな男性の悩みの相談に応じます。

日時 第1土曜日 / 13時～17時 第3水曜日 / 19時～21時
TEL.072-966-5002

DVに関する相談窓口

●配偶者からの暴力(DV)に悩む方へ まずはお電話を

専用ダイヤル TEL.06-4309-3191
日時 月～金曜日(祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く) /
9時～12時・12時45分～17時

DVに関する相談は以下の窓口でも受け付けています

●大阪府東大阪子ども家庭センター(DV専用)

配偶者からの暴力に関する相談
日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) / 9時～17時45分
TEL.06-6721-2077

●大阪府女性相談センター

配偶者からの暴力に関する相談、
家族や男女関係のトラブル等の相談
日時 月～日曜日(祝日・年末年始除く) / 9時～20時
TEL.06-6949-6022

夜間・祝日 DV 電話相談(上記以外の時間)
TEL.06-6946-7890



男女共同参画センター・イコーラム

相談の電話予約は
こちらまで TEL.072-960-9205
10時～17時(休館日は除く)

休館日: 毎月第4月曜日(祝日の場合は開館、その翌日が休館) 及び年末年始(12月29日～1月3日)



●このパンフレットは環境に配慮して、
古紙/パルプ配合率70%以上の紙を使用し、
植物油インキで印刷しています。

編集発行: 東大阪市 人権文化部男女共同参画課
〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1
TEL.06-4309-3300 FAX.06-4309-3823
Eメール danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp
制作: (株) 宣成社
発行: 平成29年8月

「HOW」をお読みにになった感想やご意見を男女共同参画課までお寄せ下さい。
QRコードを読み取って携帯電話からもメールを送ることができます。



男女共同参画社会をめざす情報紙

HOW
2017 / vol.47

HOWとは
Higashi Osaka Women
「お元気ですか?」「どのように生きていきたいですか?」という
HOWの意味も込められています。



ちょっとまって! ほんまかいな? その情報!!



Profile (プロフィール) **小川 真知子**
おがわ まちこ

1994年より兵庫県立女性センターの情報アドバイザー、西宮市男女共同参画センター専門職として勤務後、現在はNPO法人SEAN(シーン)理事長。デートDVの予防講座やポルノ被害相談も行うなど、つねに精力的な活動を続けている。

想像力とコミュニケーションが育む、メディアリテラシー。

メディアの特性や利用方法を理解し、適切に収集・判断し、受信・発信することができる能力—メディアリテラシー。

インターネット、SNS(ソーシャルネットワーキング・サービス)の普及により、その能力が必要とされるシーンが数多く見られるようになりました。

長く男女共同参画活動に取り組んでこられた小川先生に、その視点を生かしたメディアリテラシーについてお話を伺いました。

メディアリテラシーを身に付ける上で、 どんな点が重要とお考えでしょうか。

一番重要なのは「視点」を持つこと。それも「批判的な視点」です。私はジェンダー※1平等(男女共同参画)を実現するという視点を持っていますが、その視点でメディアに接すると、まったく見えるものが変わってきます。ニュース報道ひとつにしても「他に隠れた事実があるのは?」「ほんまかいな?」と情報の側面に思いをめぐらせることができます。コマーシャルなどでよく描かれる「男性は仕事、女性は家事・育児」のような固定的なイメージを無意識のうちに“当たり前”と思い込んでしまわないためにも、メディアが発信する情報をそのまま受け取るのではなく、ちょっと立ち止まって、自分なりの「視点」でメディアに接することが必要です。

そしてもう一つ。メディアリテラシーにおいて「メディアの読み・書き・そろばん」という表現がよく使われます。この「そろばん」を念頭におくことも重要。メディアを作るのは企業であり、ビジネスです。テレビや新聞、インターネットなどには広告が掲載されていて、広告によって各社の経営が成り立っているのですから、当然、広告主の意向が報道内容に影響していると考えべきでしょう。誰が何のためにその情報を掲載しているのか。「批判的視点+そろばん」、これはメディアリテラシーにとって重要なポイントです。

情報を発信する側、受け取る側。 それぞれの責任について教えてください。

情報を発信する側は、情報の出所、データの正確性を確認する責任があります。そして、人を傷つける内容ではないかを考えなければなりません。

受け取る側の責任は、やはりすぐには信じない、鵜呑みにしないということになるでしょうか。しかし、究極のところ両者ともに同じで、想像力を養うことが大事です。この情報、この画像を流すことで誰がどう感じるのか?と想像してみる。この情報は誰が何のために流していて、本当なのか?と想像してみることです。

メディアリテラシーを 正しく身につけるために必要なこととは?

小学校の低学年においては、スマホやパソコンを買う前に必ずルールを作っておきましょう。高学年になると友達からいろんな情報が入り、ルールを守るのが難しくなっていきますが、最初にルールを決めておくとなんらかの自制心が働きます。中学生になれば、普段からのコミュニケーションが一番大事ですね。NOを言うのではなく、低年齢化するリベンジポルノ※2やデートDV※3、海外からも批判されているJKビジネス※4をはじめ、スマホやネット関連事件の報道に接した時に、原因を話し合ったり、安易に画像を撮影することの危険性を解説したりすることでメディアリテラシーの重要性を伝えることができるのではないのでしょうか。そういう意味で、大人もスマホやパソコンについてある程度知っておくことが必要ですが、逆に子どもたちから教えてもらうのもコミュニケーションの1つかも知れません。

最後に、ネットだけでなく他のメディアにもふれ、内容を比較する重要性をお伝えしたいです。新聞によって論調が違うのはよくあること。メディアを比較する目を養い、そこから見えてくるものを判断する力も付けていただきたいと思います。

メディアリテラシーとは

私たちはさまざまなメディアを通じて情報を発信したり受信したりしています。しかし、それらの情報は本当に正確な情報なのでしょうか?

発信者によって『作られた』ものもある

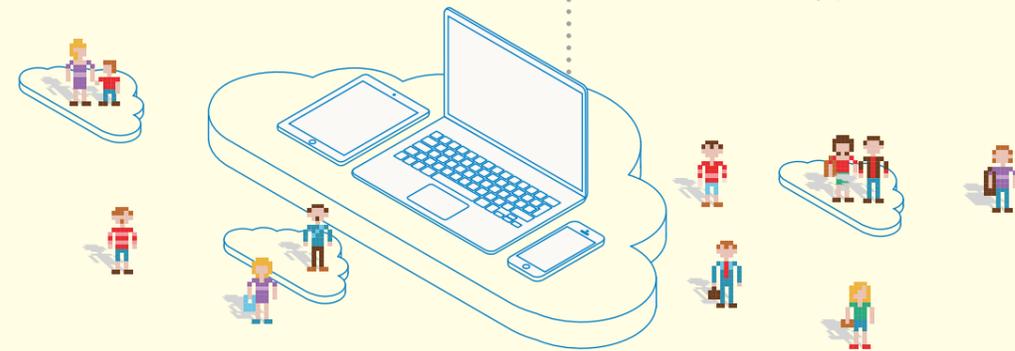
メディアは現実をそのまま映し出しているものばかりではありません。何らかの形で『作られた』ものがあることも忘れてはいけません。

メディアリテラシーをしっかり身に付けて、自分に必要な情報、不要な情報、正しい情報、誤った情報を見分けることが大切です。

情報を受け取る人が考え、理解し、 意味をつくりだす

同じ文章を読んでも、読む人の「性別」、「年齢」、「文化的背景」、「過去の経験」、「必要としているもの」、「不安」、「その日の気分」、「異性に対する考え方」、「道徳感」などによって捉え方は違ってきます。

情報を受信する人はメディアが発信するメッセージをそのまま受け取るわけではありません。



注釈 ※1【ジェンダー】生物学的性差をセックスと呼ぶのに対して、社会的に要求される役割などの社会的性差をさす。

「ジェンダー」自体に良い悪いの価値を含むものではない。

※2【リベンジポルノ】元配偶者や元交際相手等が、相手から拒否された仕返しに、相手の裸や性的な画像、動画等をインターネット等で公開する嫌がらせ行為。

※3【デートDV】結婚していない(交際中の)男女間における身体的・精神的・性的・経済的な暴力や社会的隔離をさす。

※4【JKビジネス】女子高生(JK)による男性への親密なサービスを売りにしたビジネスの総称。

例:制服姿の女子高生と一緒に散歩をする「JKお散歩」、個室で添い寝や簡単なリフレクソロジー(マッサージ)を行う「JKリフレ」など。

